

【保管事業者様へのお願い】

大阪事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類  
及びPCB油類の処理委託契約等の手続きスケジュールについて

令和5年8月4日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB処理営業部  
大阪PCB処理事業所

大阪事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類については、現在、事業終了準備期間を活用した処理を行っていますが、令和6年3月末に大阪PCB処理事業所での処理を終了いたします。

保管事業者様におかれましては、以下の手続きスケジュールについてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(大阪事業区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類の存在が新たに発覚した保管事業者様におかれましては、下記問い合わせ先または所管自治体まで、至急ご連絡ください。)

<保管事業者様へのお願い>

令和6年3月末で大阪PCB処理事業所での処理終了に向け、遅くとも令和5年12月中に弊社との間で処理委託契約に関する手続きを完了していただく必要があります。弊社の令和5年の最終営業日は令和5年12月28日(木)となり、この翌日以降は、新たな1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類の処理委託契約に関する受付を行うことができなくなります。つきましては、以下のご配慮をいただきますようお願いいたします。

- ・1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類の登録については、令和5年11月15日(水)までに、機器等登録を完了させるようにしてください。
- ・中小企業者等軽減制度の申請についても、機器等登録を行った上で、令和5年11月15日(水)までに、中小企業者等軽減制度の申請に必要な書類が全てそろった状態で弊社に到着するようにしてください。
- ・処理委託契約については、令和5年12月28日(木)までに、処理委託契約を締結したものが大阪PCB処理事業所での令和6年3月末までの処理対象となりますので、遅くとも同日までに処理委託契約に必要な書類が全てそろった状態(※)で弊社に到着するようにしてください。その上で、令和6年1月31日(水)までに大阪PCB処理事業所への搬入となるよう収集運搬事業者との調整等を行ってください。

(※) 令和5年12月28日(木)時点で、弊社に書類が到着していても、不備がある場合や修正が必要な状態である場合には、以後の処理委託契約締結の手続きを進めることができませんのでご注意願います。

ご不明な点がありましたら、お早めに以下までご連絡ください。

○処理委託契約に関するお問合せ先

大阪 PCB 処理事業所 （弁天事務所（営業課））  
〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天 1-2-30 オークプリオタワーオフィス 7 階 701 号  
TEL 06-6575-5575 / FAX 06-6575-5576

○登録に関するお問合せ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 登録担当  
〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3 号館 3 階  
TEL 03-5765-1933 / FAX 03-5765-1923